

文書番号	01-4-8	文書作成者	岩下由加里	文書作成日	2010/3/30				
担当者	全職員	文書責任者	岩下由加里	附則					
タイトル		火災予防			<table border="1"> <tr> <td>指導年月日</td> <td>指導者氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	指導年月日	指導者氏名		
指導年月日	指導者氏名								

#	基本手順	ポイント	意味・理由・根拠
□ 1	利用者・スタッフの喫煙場所は、各事業所屋外の定められた場所とする。各自で携帯灰皿を準備して、吸い殻を捨てない。火災予防だけでなく、健康という意味でも、できる限り、禁煙に努める。施設内はすべて禁煙とする。		
□ 2	暖房器具は、石油ストーブ、電気ストーブ、ハロゲンは使用しない。使用してもよい暖房器具は、エアコン、石油ファンヒーターなど燃えにくいものとする。		
□ 3	石油ファンヒーターに灯油を入れる際には、蓋の取り扱いに注意して、灯油漏れがないように注意する。灯油漏れによる火災も数多く報告されている。給油の際には、スイッチを消してから給油する。		
□ 4	暖房器具のフィルターのホコリの清掃をまめに行う。古い暖房器具は異常な熱を持つ可能性が高いので、異臭に気づいたら、直ちに修理又は廃棄すること		
□ 5	室内で洗濯物を干す場合には、万が一、洗濯物が落ちた場合でも暖房器具に遠い場所になるように干す位置を考えること。暖房器具の前に洗濯物をおくと、焦げることもあるので、禁止とする。		
□ 6	暖房器具の近くに燃えやすいものを置かない。カーテンが巻き込まれることもあるので注意		
□ 7	マッチやライターは利用者やキッズボランティアの手に届くところに置かない。		
□ 8	利用者の仏壇の線香やロウソクに火をつけないように注意する。		
□ 9	調理中は、引火しないようにてんぷらなどの調理の際には、細心の注意をすること。ガスをつけたまま、他の業務をするなどして、放置しない。スタッフの着衣に火がつくこともあるので、袖をまくって調理する。		
□ 10	調理業務終了時には、別紙マニュアルどおりに、ガスの消し忘れがないかを確認し、チェックリストを記録する。		
□ 11	コンセント部分にホコリがたまると発火する可能性が高いので、まめに清掃する。		
□ 12	電化製品のコード部分が破れている場合には、漏電しやすいので、修理または廃棄する。電化製品の近くでの水漏れも漏電を起こしやすく、火災になりやすいので、すぐに水を拭き取る。虫などが原因で漏電が起こることもあるので、清掃時注意する。タコあし配線はしない。		
□ 13	放火防止のために屋外に燃えやすい物を放置しない。例えば、新聞紙や段ボールなどのゴミは直ちに処分する。		
□ 14	消防訓練・避難訓練は、年2回実施する。消火器がどこにあるかは常に全スタッフが理解し、いつでも使用できるようにする。廊下や出口に避難の邪魔になるものは置かない。		消防法を厳守する。